

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくること  
によって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計  
画を策定する。

1・計画期間

平成 27 年 4 月 16 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）

2・内 容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標	妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
----	---

・ 目標を達成するための対策とその実施時期

平成 27 年 4 月～ 妊娠中の女性職員に対して企業が配慮する事項（母性健康管理につ  
いて）をパンフレットにして、希望する職員に配布し制度の周知を  
図る。

妊娠中や産休復帰後の女性職員が相談（妊娠～復職等）できる窓口  
を設置する。

目標	育児休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基 づく産前産後休業など諸制度の周知
----	---

・ 目標を達成するための対策とその実施時期

平成 27 年 4 月～ 各種制度をまとめたお知らせを作成し、希望する職員に配布する。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標	年次有給休暇の取得の促進
----	--------------

・ 目標を達成するための対策とその実施時期

平成 27 年 4 月～ 管理者は超過勤務や休日出勤が続くなど、業務が繁忙な職長に対  
して、積極的に有給休暇を取るよう勧めるようにする。

目標	労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用 しやすい制度の導入
----	---

・ 目標を達成するための対策とその実施時期

平成 27 年 4 月～ 管理者は子どもの看護のための休暇について短時間で何回も取れ  
ることを周知する。

目標	若年者に対するインターンシップ等の就職体験機会の提供、トライアル雇用等を連じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は就業訓練の促進
----	--

・ 高校生のインターンシップ・ハローワーク、マンパワー等の施設見学を通じ、採用機会を多くし介護職員を確保できる様努力する。